

配人ト分見解在約ノ緩職ヲ交渉シタルモ其ノ部登拒絶
 廿二日午リニカ本月二十七日午後一時職工代表山田義雄
 外五名ハ勞社總務部長西尾光太郎ト會見解雇争議ニ關
 シ交渉シタルニ會部長ハ「本來十ヲハ總成解雇トス、
 又モノナルニ特別ノ取計ヲヒニテ勤続二年以上五年未
 滿ハ日給ノ四―五日分以上六十日分以内三年以上者
 ハ六十日分以内五年未滿又毎二十日分ノ内三―五分ハ
 ノルニ代表者ハ一般ニ報告ノ上進テ支配人トシテ決
 入ハモシテハ勞社ニ於テハ
 以テ之ヲ以テハ
 以上ノ如クハ
 七及ノ上ニ
 以上ノ如クハ

寫

昭和二年七月四日

警視總監 宮田光雄

内務大臣 鈴木喜三郎 殿
 社會局長 官 殿

北海道京都大阪神奈川兵庫
 愛知福岡静岡各廳府縣長官殿

984

日本光學工業株式會社勞働争議ニ関スル件

(第五報)

首領争議ハ其後更ニ進展セシメ組合側ニ於テハ一日モ早